

## 川崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用（以下「住居費等」という。）の一部を補助するものとし、その補助について、川崎町補助金等交付規則（平成29年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業年度 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から当該年度の2月末日までをいう。
- (2) 新婚世帯 事業年度の前年度の1月1日から当該事業年度の2月末日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 継続補助対象世帯 前年度に実施した本事業において補助金の交付決定を受けた世帯であって、当該交付決定額が前年度における補助上限額に達しなかった者をいう。
- (4) 所得期間 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から5月31日までの間にあつては、前々年）の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、申請日において次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 夫婦の双方が本町の住民基本台帳に記録され、夫婦の双方又は一方が申請に係る住居の住所に住民登録を有しており、かつ、申請日から2年以上継続して本町に居住する意思があること。
- (2) 婚姻届を提出した日（以下「婚姻日」という。）において、夫

婦ともに39歳以下であること。

(3) 所得期間における夫婦の所得を合算した額（以下「所得合計額」という。）が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学等のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っているときは、所得合計額から所得期間における当該返済額を控除するものとする。ただし、継続補助対象世帯はこの限りでない。

(4) 申請に係る住居が町内にあること。

(5) 同一の住居費等について、他の公的制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(6) 夫婦の属する世帯全員が町税、使用料等の滞納がないこと。

(7) 夫婦のいずれもが川崎町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱又は同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯はこの限りでない。

(9) 次に掲げる講座のうち、いずれかを夫婦で受講していること。ただし、継続補助対象世帯はこの限りでない。

ア ライフデザイン講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

（補助対象費用）

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、別表の第1欄の区分に応じ、第2欄及び第3欄に掲げる要件を満たすものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とし、前条に規定する補助対象費用のうち、新婚世帯が事業年度において支払った費用の合計額とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
  - (2) 前号以外の世帯 30万円
- 2 継続補助対象世帯に対する補助金の額は、当該継続補助対象世帯の前年度における補助上限額から前年度において交付決定を受けた補助金の額を控除して得た額を限度とし、前条に規定する補助対象費用のうち、当該世帯が事業年度において支払った費用の合計額とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の3月15日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。）までに町長に提出しなければならない。ただし、継続補助対象世帯が申請する場合にあっては、第1号から第3号までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に本町に転入した場合に限る。）
  - (2) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（現に返済を行っている場合に限る。）
  - (3) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
  - (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
  - (5) 別表の第1欄の区分に応じ、第4欄に掲げる書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、川崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは川崎町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに川崎町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、確定払により当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付要件を満たさない事実が判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと思えたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
住宅取得費用	<p>1 夫婦の双方又はいずれか一方が当該住宅の所有者の名義人となっていること。</p> <p>2 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の関係法令に適合した住宅であること。</p> <p>3 住宅の取得に係る売買契約の相手方又は当該住宅の前所有者が、夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族でないこと。</p> <p>4 店舗、事</p>	<p>1 婚姻を機に住宅を取得した際に要した費用のうち、建物に係る工事費又は購入費（婚姻日より前に取得した住宅にあっては、当該住宅の引渡しを受けた日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。）を補助対象とする。</p> <p>2 次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>（1）旧住宅の解体撤去に要する費用</p> <p>（2）土地の購入費</p> <p>（3）住宅又は土地の登記に要する費用</p> <p>（4）賃貸の用に供する目的で取得する住宅の費用</p> <p>（5）夫婦自らが設置工事を行う機器、設備等の購入費</p> <p>（6）移動又は取り外し可能な家具、家電製品等の購入費又は設置に係る費用</p> <p>（7）店舗、事務所等との併用住宅における住宅部分以外の工事費（住宅部</p>	<p>（1）工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>（2）建物に係る登記事項証明書又は建築基準法に基づく検査済証の写し</p> <p>（3）住宅の位置図</p> <p>（4）建物の配置図及び平面図</p> <p>（5）工事内訳書又は見積明細書の写し</p> <p>（6）住宅の全景写真</p> <p>（7）住宅取得費用に係る領収書等の写し</p> <p>（8）住宅ローンの借入れがある場合にあっては、金銭消費貸借契約</p>

	<p>務所等との併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供されていること。</p>	<p>分との供用部分については、面積按分により算出する。)</p> <p>(8) 夫婦のいずれか一方が経営に実質的に関与している法人、自らが代表を務める事業所又は夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族が営む事業所との契約に基づき、当該住宅の取得を行った場合における費用</p> <p>(9) 造園、門扉、塀等の外構工事費</p> <p>(10) 他の公的制度による補助等の対象となる費用</p> <p>(11) 住宅ローンの借入に係る手数料、利息等</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める費用</p>	<p>書及び直近の償還予定表(返済計画書)の写し</p>
<p>住宅リフォーム費用</p>	<p>1 夫婦のいずれか一方がリフォーム工事の請負契約者であり、かつ、当該費用を支払っていること。</p>	<p>1 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費(婚姻日より前にリフォームした住宅であれば、リフォーム工事が完了した日が婚姻日から起算して1年以内であるもの</p>	<p>(1) 工事請負契約書又は請書の写し</p> <p>(2) 設計図面等の写し(工事の内容及び施工箇所が判別できるもの)</p> <p>(3) 工事施工</p>

<p>2 賃貸物件のリフォームにあっては、夫婦のいずれか一方が当該住宅の賃貸借契約の名義人であり、かつ、当該住宅の賃料を支払っていること。ただし、当該住宅を夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族が所有している場合は、この限りでない。</p> <p>3 賃貸物件のリフォームにあっては、当該住宅の所有者からリフォームを行うことについ</p>	<p>に限る。)を補助対象とする。</p> <p>2 次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 倉庫、車庫等に係る工事費</p> <p>(2) 夫婦のいずれか一方が経営に実質的に関与している法人、自らが代表を務める事業所又は夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族が営む事業所との契約に基づき、当該住宅のリフォームを行った場合における費用</p> <p>(3) 造園、門扉、塀等の外構工事費</p> <p>(4) 移動又は取り外し可能な家具、家電製品等の購入費又は設置に係る費用</p> <p>(5) 住宅ローンの借入れに係る手数料、利息等</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする費用</p>	<p>前の写真</p> <p>(4) 工事完了後の写真</p> <p>(5) 工事内訳書又は見積明細書の写し</p> <p>(6) 住宅リフォーム費用に係る領収書等の写し</p> <p>(7) 住宅ローンの借入れがある場合にあっては、金銭消費貸借契約書及び直近の償還予定表(返済計画書)の写し</p> <p>(8) 賃貸物件のリフォームにあっては、建物賃貸借契約書の写し</p>
--	---	---

	て承諾を得ていること。		
住宅賃借費用	<p>1 夫婦のいずれか一方が、当該住宅の賃貸借契約の賃借人（名義人）であり、かつ、当該住宅の賃料を支払っていること。</p> <p>2 賃貸借契約の相手方又は当該住宅の所有者が、夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族でないこと。</p> <p>3 他の公的制度による住宅賃借費用に係る補助等を受けていないこ</p>	<p>1 婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、賃貸借契約の期間の初日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。）を補助対象とする。</p> <p>2 夫婦のいずれか一方が、婚姻日から起算して1年を超えて前に賃借していた住宅に婚姻を機に同居を開始した際に要した費用のうち、同居開始日（住民票を当該住宅の住所に異動した日をいう。）以降の賃料及び共益費を補助対象とする。</p> <p>3 次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>（1）鍵交換費用、清掃費用、賃貸保証料、各種保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代等</p> <p>（2）勤務先から住宅手当が支給されている場合における、当該住宅手当相</p>	<p>（1）建物賃貸借契約書の写し</p> <p>（2）給与所得のある全員分の住宅手当支給証明書（様式第8号。夫婦双方に給与所得がある場合は、それぞれが勤務先から証明を受けたものに限る。）</p> <p>（3）住宅賃借費用に係る領収書等の写し</p>

	と。	<p>当額</p> <p>(3) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る補助等、国又は地方公共団体の他の制度による公的支援の対象となる費用</p> <p>(4) 移動又は取り外し可能な家具、家電製品等の購入費又は設置に係る費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする費用</p>	
引越費用		<p>1 婚姻を機に引っ越しをした際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払に係る実費（婚姻日より前に引っ越しをした場合にあっては、引っ越しのための荷物の運送をした日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。）を補助対象とする。ただし、当該引越業者又は運送業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者に限る。</p> <p>2 次に掲げる費用については、補助対象としない。</p>	<p>(1) 引越費用に係る領収書等の写し</p> <p>(2) 領収書等を発行した者が、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であることが確認できる書類（見積書、請求書、パンフレット等）</p> <p>(3) 引っ越しに伴う家財道具等の運送をした日が確認</p>

		<p>(1) 不用となった家財道具の処分に要する費用</p> <p>(2) 旧居及び新居の清掃費用</p> <p>(3) 家財道具の運搬のために自ら借り受けた車両、台車等の借上げに係る費用</p> <p>(4) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていない者に支払った費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める費用</p>	<p>できる書類</p> <p>(引越運送指示書、配送伝票、請書等の写し。領収書により確認できる場合は、これを省略することができる。)</p>
--	--	--	---

